

南 城 市
事 務 事 業 評 価

平成 3 1 年 2 月 20 日

南城市

1. はじめに

本市では、これまで南城市行政改革大綱に基づき、事務事業評価を実施し、事務の効率化に向けて取り組んできました。平成25年度に実施した事務事業評価では合併前の旧町村から引き継がれた事務事業を含め審査を行い、234の事務事業を評価しました。評価結果に基づいて、指摘を受けた改善事項を、その後の事業執行の際に精査し効率的な事務事業の展開に取り組んできました。

しかし、今後の市の行財政運営において次に掲げる事項が課題として取り上げられることと国内の社会情勢の変化に対応するため、既存事務事業のさらなる見直しが必要不可欠であります。

市における課題として、合併特例措置の終了に伴う地方交付税の減額や合併特例債の発行期限終了などにより、歳入予算が激減することから全体的な予算の縮減が余儀なくされます。また、地方分権改革の進展に伴い国や県から事務権限の委譲による事務量の増加がある中で、限られた職員数による事務執行が極めて困難になりつつあります。

こうした現状を踏まえ、今回新たに138件の事務事業を評価し、今後の事業展開に結び付けることとします。

今回の評価にあたっては、事務事業を所管する担当各課が自己評価を行い、財政課ヒアリング、財政課評価の後、外部委員で構成される事務事業評価委員会へ市長からの諮問により評価が行われました。その後2月5日に同委員会から市長へ答申があり、その答申内容を踏まえ2月20日の行政改革推進本部会議において、今後の事務事業の執行に際する138件の事務事業の方針を決定しました。

事務事業を所管する各課におかれましては、今回決定された内容を十分に踏まえ、効率的で効果的な執行に務め、既に目的の達成に至っている事務事業は廃止・休止するなど検討することとします。

また、今回事務事業評価委員会から得た答申書の内容についても十分理解し今後の事務事業執行の際の参考とします。

【評価結果の138件については別表のとおり】